

津市患者等搬送事業認定等に関する要綱

平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日津市消防本部訓第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、患者等搬送事業の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 患者等 寝たきり老人、身体障害者、傷病者等をいう。
- (2) 患者等搬送用自動車 ストレッチャー及び車椅子を固定でき、患者等の搬送に使用する自動車をいう。
- (3) 患者等搬送用自動車（車椅子専用） 車椅子を固定でき、患者等の搬送に使用する自動車をいう。
- (4) 患者等搬送事業 患者等搬送用自動車又は患者等搬送用自動車（車椅子専用）を用いて患者等の医療機関への入退院、通院及び転院並びに社会福祉施設への送迎その他緊急性の少ない搬送を行う事業をいう。
- (5) 患者等搬送事業者 患者等搬送事業を実施する者をいう。

(認定対象となる患者等搬送事業者)

第 3 条 認定対象となる患者等搬送事業者は、本市の区域内に事業所を有し、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）に定める次の者とする。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

(認定の基準)

第 4 条 患者等搬送事業認定基準（以下「認定基準」という。）は、別表第 1 のとおりとする。

(認定の申請)

第 5 条 患者等搬送事業の認定を受けようとする者は、患者等搬送事業認定（更新）申請書（第 1 号様式）、乗務員名簿（第 2 号様式）及び患者等搬送用自動車届（第 3 号様式）（以下「認定申請書等」という。）により消防長

に申請しなければならない。

（認定の審査）

第6条 消防長は、前条の規定による申請があったときは、患者等搬送事業認定審査表（第4号様式）により審査を行うものとする。

（患者等搬送事業認定証等の交付）

第7条 消防長は、前条に規定する審査の結果、認定基準に適合していると認めるときは、患者等搬送事業者に対し、患者等搬送事業認定通知書（第5号様式）により通知するとともに、患者等搬送事業認定証（第6号様式）、患者等搬送事業者認定マーク（別図1又は別図2）及び患者等搬送用自動車認定マーク（別図3又は別図4）（以下「認定証等」という。）を交付し、認定事業者台帳（第7号様式）を作成するものとする。

2 消防長は、前項の規定による認定証等の交付に際し、患者等搬送事業者から認定証等受領書（第8号様式）を徴するものとする。

3 消防長は、審査の結果、認定基準に適合しないと認めるときは、患者等搬送事業認定不適合通知書（第9号様式）により患者等搬送事業者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第8条 認定の有効期間は、認定の受けた日の翌日から起算して5年とする。

（認定の更新）

第9条 認定を受けた患者等搬送事業者（以下「認定事業者」という。）が、認定の有効期間の満了後も引き続き認定を受けようとするときは、認定申請書等により有効期間満了日の1月前から14日前までの間に消防長に申請しなければならない。

2 更新時の認定基準及び審査、認定証等の交付並びに有効期間については、第4条及び第6条から第8条までの規定を準用する。

（認定証等の再交付の申請）

第10条 認定事業者は、認定証等を忘失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、認定証等再交付申請書（第10号様式）により消防長に再交付を申請することができる。

（認定の失効）

第11条 認定は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失うものとする。

(1) 道路運送法の規定による許可又は登録が取り消され、又は失効したとき。

(2) 患者等搬送事業を廃止したとき。

(3) 認定の有効期間が満了したとき。

2 認定事業者は、前項第1号又は第2号の規定により認定が失効したときは、患者等搬送事業認定失効届出書（第11号様式）により消防長に届け出なければならない。

（認定業者の責務）

第12条 認定事業者は、別表第2に掲げる遵守事項（以下「遵守事項」という。）を誠実に履行しなければならない。

（報告及び届出）

第13条 認定事業者は、患者等搬送事業の遂行に当たって重大な事故を発生させたときは、患者等搬送事業事故発生報告書（第12号様式）により速やかに消防長に報告しなければならない。

2 認定事業者は、患者等搬送事業の全部又は一部を休止したときは、患者等搬送事業休止届出書（第13号様式）により消防長に届け出なければならない。

3 認定事業者は、患者等搬送事業の全部又は一部を変更したときは、患者等搬送事業変更届出書（第14号様式）により消防長に届け出なければならない。

（認定事業者の調査）

第14条 消防長は、認定事業者に対し、年1回以上、認定基準及び遵守事項の履行状況について調査するものとする。

（認定の取消し）

第15条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 認定事業者が第12条の規定に違反したとき。

(2) 認定事業者が患者等搬送事業の遂行に当たって、重大な事故を発生させたとき。

(3) その他認定を継続することが適当でないと判断されるとき。

2 消防長は、前項の規定により認定を取り消したときは、患者等搬送事業認定取消通知書（第15号様式）により患者等搬送事業者に通知するものとする。

（認定証等の返還）

第16条 患者等搬送事業者は、第11条の規定により認定が失効し、又は前

条の規定により認定を取り消されたときは、速やかに認定証等を消防長に返還しなければならない。

- 2 患者等搬送事業者は、認定を受けた患者等搬送用自動車の事業用途を廃止したときは、速やかに患者等搬送用自動車認定マークを消防長に返還しなければならない。

(適任証の交付)

第 17 条 消防長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、適任証（第 16 号様式又は第 17 号様式）を交付するものとする。

- (1) 別表第 3 に掲げる基礎講習を修了した者
- (2) 別表第 4 のいずれかに該当する者

- 2 適任証の交付を受けようとする者は、患者等搬送乗務員適任証交付申請書（第 18 号様式）により消防長に申請しなければならない。

- 3 消防長は、適任証を交付した者を、患者等搬送乗務員講習管理簿（第 19 号様式）により管理する。

(適任証の有効期間)

第 18 条 適任証の有効期間は、交付の日から起算して 2 年間とする。ただし、消防機関が行う別表第 5 に掲げる定期講習を受講した者については、更に 2 年間有効とし、それ以後も同様とする。

(適任証の再交付)

第 19 条 適任証の交付を受けた者で、適任証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、患者等搬送乗務員適任証再交付申請書（第 20 号様式）により消防長に再交付を申請することができる。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。